

# 氏名の読み仮名の法制化に関する研究会取りまとめ

令和3年8月

氏名の読み仮名の法制化に関する研究会

## 氏名の読み仮名の法制化に関する研究会取りまとめ

### 第1 氏名の読み仮名の法制化が必要な理由

#### 1 氏名の読み仮名やその法制化の必要性についての従来の検討

戸籍に氏名の読み仮名を記載することに関しては、過去3回、当時の法務大臣の諮問機関であった民事行政審議会及び法務省民事局に設置された戸籍制度に関する研究会において検討されたものの、いずれも「今後の検討にまつべき」、「なお検討すべき余地が残されている」、「なお慎重に検討すべき」として、制度化は見送られてきた。

(補足説明)

#### 1 民事行政審議会における検討

「戸籍制度に関し当面改善を要する事項」に関する諮問に対する答申（昭和50年2月28日民事行政審議会答申）においては、「子の名に用いる漢字の問題に関連して、出生届等の際に、戸籍上の氏名にすべて「ふりがな」をつけることが望ましいという意見が提出された。しかし、この点について、多数意見は、戸籍上の氏名にふりがなをつければ、各人の氏名の読み方が客観的に明白となり、便利をもたらす面はあるが、漢字それ自体の読み方にそぐわないふりがなを付して届出がされた場合の処理や、後日におけるふりがなの訂正の方法などにつき、多くの実務上の問題が派生するので、この問題は、今後の検討にまつべきである。」とされた。

戸籍法施行規則第60条の取扱いに関する諮問に対する答申（昭和56年5月14日民事行政審議会答申。以下「昭和56年答申」という。）においては、「出生の届出等の際には、必ず名の読み方を記載すべきものとし、戸籍上にその読み方を登録記載するという制度を採用すれば、各人の名の読み方が客観的に明白となり、社会生活上便利である。しかし、無原則に読み方が登録されると、かえって混乱の生ずるおそれがあり、かつ、混乱を防ぐためにどの範囲の読み方が認められるかの基準を立てることは必ずしも容易ではなく、戸籍事務の管掌者においてその読み方の当否を適正に判断することには困難を伴うことが予想される。また、振り仮名の訂正又は変更をどのような手続で認めるかについても、なお検討すべき余地が

残されている。これは、氏についても同様である。」とされた。

## 2 戸籍制度に関する研究会における検討

戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ（平成29年8月1日戸籍制度に関する研究会資料22）においては、①読み仮名の法的位置付けとして、氏や名の一部となるか、②漢字の音訓や字義に全く関係のない読み仮名の取扱い、③同じ氏の親子や兄弟について異なる氏の読み仮名が届け出られた場合の取扱い、④読み仮名の収集方法が主な問題点として挙げられた上、「これらの問題の解決は困難であり、戸籍実務上及び一般国民の社会生活上混乱を生じさせることになるものと考えられることから、戸籍に振り仮名を記載する取扱いとすることについては、その必要性や国民の意識も踏まえ、なお慎重に検討すべきである。」とされた。

## 2 本研究会における検討

上記民事行政審議会及び戸籍制度に関する研究会における検討は、戸籍に氏名の読み仮名を記載することについて、いずれも、諮問事項や主たる検討事項には明示されず、審議・検討の過程で検討された。一方、本研究会においては、第1の5本文のとおり、戸籍における氏名の読み仮名の法制化を前提に具体的な検討事項を明示して、全7回にわたり検討を行った。そして、第1の1の従来の検討並びに第1の3の法制化が必要な理由及び4の登録・公証される意義を踏まえて、第2のとおり、氏名の読み仮名の法制化事項を取りまとめた。

## 3 氏名の読み仮名の法制化が必要な理由

氏名の読み仮名を法制化し、氏名が記載事項となっている戸籍などの公簿に氏名の読み仮名を一意的なものとして登録・公証することが必要な実務上の理由は、以下のとおりと考えられる。

- (1) 氏名の読み仮名を一意的なものとして、これを官民の手続において利用可能とすることにより、氏名の読み仮名が個人を特定する情報の一部であるということを明確にし、情報システムにおける検索及び管理等の能率、更には各種サービスの質を向上させ、社会生活における国民の利便性を向上させるため。
- (2) 氏名の読み仮名をマイナンバーカードなどの公的な身分証に記載し、本人確認資料として広く利用させ、これを客観的に明白にすることにより、正確に氏名を呼称

することが可能となる場面が多くなり、国民の利便に資する上、氏名の読み仮名を本人確認事項の一つとすることを可能とすることによって、各種手続における不正防止を補完することが可能となるため。

(注1) 氏名を平仮名又は片仮名をもって表記したものには、読み仮名、よみかた、ふりがななど様々な名称が付されているが、本研究会取りまとめにおいては、「氏名の読み仮名」という。

(注2) ここでの「一意」とは、一個人について、特定の時点における氏名の読み仮名を一つに特定することを意味する。

(注3) 本文3(2)については、各種手続において、氏名の読み仮名を本人確認事項の一つとすることを義務付けるものではなく、そのような選択肢を設けるものである。

(注4) 社会保障・税・災害の分野に関し、個人を特定して正確かつ迅速に事務が処理されるようにするためには、個人番号を利用することが考えられるものの、個人番号は、半面において秘匿性の高い情報であり、官庁公署やその事務を委託される諸機関が広く取得することにはおのずと限界がある。他方、氏名の読み仮名は一般的にも広く利用されているものであり、官民の手続において、氏名そのもののほか、氏名の読み仮名を登録し、公証することには意義が認められると考えられる。

例えば、情報処理技術を用いて五十音順で配列する名簿を作成するに当たり、漢字を含む氏名のみだとすれば、それを実現することができないのに対して、氏名の読み仮名を利用することでそれが可能となる。

(補足説明)

## 1 登録・公証する公簿

氏名の読み仮名の法制化をするに当たっては、氏名の読み仮名を登録し、公証する公簿として、戸籍ではなく、住民基本台帳も考えられるのではないかとの意見もあった。この点、氏名の読み仮名は氏名と密接な関係を有するものであり、氏名を初めて公簿に登録する場面である出生の届出等の際に、戸籍の届書の記載事項として収集することが最も適切と考えられる(第2の2(1)参照)。なお、現在も運用上、出生の届出の場面で、出生子の名の「よみかた」を収集し、住民基本台帳に登録しているところであるが、戸籍の届出の際に収集しつつ、あえて戸籍の記載事項

としない理由はないものと考えられる。

## 2 諸外国の状況及び我が国における固有の事情

他の漢字圏の国においては、一字一音の原則が採られているところ、我が国においては、一つの漢字に音読み及び訓読み等の複数の読み方があるものが多いという特徴がある。また、我が国においては、漢字のほか、平仮名、片仮名といった複数の文字種が併用されている。

韓国においては、漢字及びハングルが併用されているところ、家族関係登録簿の特定登録事項のうち、姓名欄には、漢字で表記することができない場合を除き、ハングルと漢字を併記するとされている（大韓民国家族関係の登録等に関する規則第63条第2項第1号。柳淵馨「大韓民国における新しい家族関係登録制度の概要」（戸籍時報特別増刊号640号86頁））。

なお、家族関係登録制度実施前の戸籍の取扱いについて、姓名欄は漢字で表記することができない場合を除き、漢字で記載するとされていたが（大韓民国戸籍法施行規則第70条第2項。柳光熙「韓国の戸籍実務」384頁）、国語基本法の公文書ハングル化原則によって、姓名については、ハングルと漢字の両方を記載するようになったとのことである。

## 4 氏名の読み仮名が登録・公証される意義

氏名の読み仮名の法制化が必要な実務上の理由は、第1の3本文のとおりであるが、これに加え、以下のとおり、より広範な意義も認められる。

氏名の読み仮名が一意的に決まり、それを登録・公証すること自体に意義があると考えられる上、多くの日本人にとっては、氏名と同様その読み方（読み仮名）にも強い愛着があるため、これが戸籍などの公簿に登録・公証されることにも意義があるものと考えられる。実際、社会生活において、氏名の読み方（読み仮名）のみにより相手を特定・認識する場面も多いと考えられる。こうした点に照らせば、我々が社会生活において「なまえ」として認識するものの中には、氏名の読み方（読み仮名）も含まれていると考えられるのであり、それを登録・公証することは、まさしく「なまえ」の登録・公証という点からも意義が認められるものと考えられる。

さらに、幼少期など、漢字で表記された氏名を記載することはできないものの、その読み仮名を記載することはできる場面が想定されるため、戸籍などの公簿に登録・

公証されたものを記載することができることにも意義があるものと考えられる。なお、我が国の国際化の進展に伴い、例えば、まず、外来語又は外国の人名を子の名の読み仮名として定め、次に、その意味又は類似する音に相当する漢字を漢字で表記された名とする場合など、漢字で表記された名よりもその読み方（読み仮名）により強い愛着がある者も少なくないものと考えられる。

なお、上記のとおり、「なまえ」には、文字により認識される側面のほか、音により認識される側面もあるものと考えられる。後者を前提とする場合には、音に基づいて表記される氏名（なまえ）という位置付けになるものと考えられる。

## 5 そのほかの氏名の読み仮名を取り巻く状況

令和2年12月11日に開催されたマイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第6回）において、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」が取りまとめられた。

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日改定。同日閣議決定。）において、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」のとおり、「2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。これにより、官民ともに、氏名について、読み仮名（カナ氏名）を活用することで、システム処理の正確性・迅速性・効率性を向上させることができる。」とされた。

また、令和3年2月9日、第204回通常国会に提出されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案は、同年5月12日成立し、同月19日公布されたところ、同法附則第73条において、「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

なお、これまで、大きな災害など社会的に異常な事態に際し、広く被災した国民に

定額給付金ないしこれに類するものを迅速に支給するなどの機会において、氏名の読み仮名が登録・公証されていないことが支給の遅れの一因となったとの声があったところ、第204回通常国会に提出された公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案が令和3年5月12日成立し、同月19日公布されたことにより、特定公的給付の支給に係る情報について、個人番号を利用し管理することができることとなった。

(補足説明)

1 本文のほか、氏名の読み仮名やその法制化の必要性に関しては、これまで、主に以下のとおり説明されている。

(1) 平成31年3月28日に漢字、代替文字、読み仮名、ローマ字等の文字情報の現状や導入方法に関するガイドとして策定された「文字環境導入実践ガイドブック」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）において、次のように記載されている。

「行政機関では、行政運営上、本人確認等を厳格に行う場合や個人のアイデンティティに配慮する場合に、この膨大な文字を用いようとする傾向があります。その結果、外字をそれぞれのコンピュータに導入する方法や、当該文字のヨミガナを別途データとして管理する方法が採られてきました。」、「標準的な文字の取扱いにしても、約1万文字もあり、文字自体の読み方が分かりにくく、複数の文字の組み合わせによって読み方が特殊、難読又は複数になる場合があります。また、例えば氏名の並べ替え（ソート）をする場合、システムでは文字コードでソートされるため、表2-1のように、漢字によりソートした場合には人間が認識しにくい順番で並びますが、ヨミガナによりソートした場合には五十音順に並びますので、人間が認識しやすくなります。したがって、サービス・業務及び情報システムを設計していく上では、漢字と併せてヨミガナを取り扱うことができるようにすることを強く推奨します。」、「日本人にあっても外国人にあっても、同じ氏名であれば、複数のヨミガナを持つ可能性があり、近年は氏名からでは容易にわからないヨミガナも存在します。しかしながら、我が国の現行制度においては、氏名のヨミガナを規定する法令は明確でなく、ヨミガナは氏名の一部とされていないという課題があります。一方、氏名のヨミガナは、氏名と同様に、本

人の人格を形成する要素の一部であって、他者と区別し本人を特定するものの一つとなっている実態があります。さらに、情報システムの構築及び管理においては、氏名のヨミガナがデータの検索キーや外部キーの重要な要素の一つとなっています。情報システムにおいては、清音と濁音のような小さな違いであっても、同一人物が異なる人物と特定されてしまう場合があります（「山崎」のヨミガナを「ヤマサキ」とデータベースに登録していた場合、「ヤマザキ」で検索しても特定できない等）、デジタル技術を活用して適切に行政サービスを提供する上で問題が発生するおそれがあります。」

- (2) 第204回国会 衆議院予算委員会（令和3年1月25日）において、「私の名前をどのように読むのかというのが、どこにも法的な位置づけがされていない。私の名前の片仮名表記あるいは平仮名表記というものを一つに整えていただき、曖昧性がなくなるようにしていただきたい。」という質問に対し、平井大臣（デジタル改革担当）から、「戸籍において個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを公証するというところこそ、まさにデジタル社会の一つのインフラ、我々が整備しなきゃいけないベースレジストリの典型的なものだと思います。」と発言されている。

## 2 令和元年改正戸籍法

令和5年度における改正戸籍法（令和元年法律第17号による改正後の戸籍法をいう。）の完全施行により、戸籍事務を扱う各市区町村と他の行政機関との連携及び各市区町村間の連携がより円滑に進み、行政サービスの質の向上が期待されるとともに、各種行政手続及び戸籍の届出における戸籍証明書等の添付省略等が可能となることから、国民の利便性が大幅に向上する。そして、氏名の読み仮名が戸籍の記載事項となることにより、将来的には、氏名の読み仮名を上記情報連携の対象として、各種行政手続において、公証された読み仮名の情報を利用し、手続をより円滑に進めることが可能となることが想定されるのであって、更なる国民の利便性の向上に資するものと考えられる。

## 3 ローマ字による表記等

第1回本研究会における議論を踏まえ、本研究会においては、まずは戸籍における氏名の読み仮名、具体的には片仮名による読み仮名の法制化について検討の対象とするが、マイナンバーカードや旅券その他ローマ字により氏名が表記され、又は

される予定の公的資料があり，戸籍の記載事項はこれらローマ字により氏名が表記される公的資料に一定の影響を及ぼすこととなるため，最終取りまとめまでのスケジュールも勘案の上，片仮名による読み仮名の法制化についての方針が固まり次第，これを踏まえたローマ字による氏名の表記についての考え方についても付言することを目指すこととされた。

## 第2 氏名の読み仮名の法制化事項

### 1 氏名の読み仮名の戸籍の記載事項化

#### (1) 氏名の読み仮名の名称

氏名の読み仮名を戸籍の記載事項として法令に規定するに当たっての名称については、「氏名を平仮名で表記したもの」又は「氏名を片仮名で表記したもの」とすることが考えられる。

(補足説明)

#### 1 本文の用例

第1の5のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第73条においては、「個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの」と規定されており、本文の用例の参考としている。

#### 2 表記する仮名

本文のとおり、氏名の読み仮名を表記する仮名には、平仮名又は片仮名があるところ、市区町村等行政機関や金融機関等民間において用いられている仮名の種類は統一されておらず、平仮名と片仮名とでは、例えば長音の表記等、表記の方法が異なる場合があることから、表記する仮名を定めるに当たっては、これらの点を考慮する必要がある。

#### (2) 氏名の読み仮名の位置付け

以下の案のとおり、氏名の読み仮名を位置付け、法令に規定することが考えられる。

【甲案】氏名の読み仮名を戸籍の記載事項として戸籍法第13条第1号に定める氏名の一部と位置付ける。

【乙案】氏名の読み仮名を戸籍法第13条第1号に定める氏名とは別個のものと位置付ける。

(補足説明)

#### 1 【甲案】の問題

本文【甲案】を採用した場合には、戸籍法第29条第4号の氏名又は同法第

107条若しくは第107条の2に規定する氏若しくは名の変更の届出に関する規定など戸籍法に規定されている氏名に関する他の規定においても、同法第10条の2第3項に定める事件又は事務の依頼者や同法第49条第2項第3号などに定める父母の氏名、同法第50条に定める子の名に用いることのできる文字に関する規定など氏名の読み仮名が含まれないと解される規定を除き、「氏名」に氏名の読み仮名が含まれることになるものと考えられるが、そのことを明記する必要があるか否か、検討する必要がある。

さらに、戸籍法第107条又は第107条の2に規定する氏又は名の変更の申立ては、氏又は名とこれらの読み仮名とのセットでなければすることができないのか、また、第2の1(3)により氏又は名の読み仮名の変更が許容されないものとなれば、氏又は名の変更も許容されないものとなるのかといった点も検討する必要がある。

なお、他の法令に規定されている氏名に関する規定において、氏名に氏名の読み仮名が含まれるのか否か疑義が生じるおそれもある。この点、他の法令を所管する各府省部局において、そこで規定された「氏名」に氏名の読み仮名が含まれないと整理することができるかを検討する必要がある。含まれないと整理することができれば、例えば、①登記法令において、氏名が登記事項とされているところ、その読み仮名が登記されていないこと、②会社法令において、取締役の選任に関する議案を提出する場合には、候補者の氏名が株主総会参考書類の記載事項とされているところ、その読み仮名が記載されていないことは、いずれも不適法とはならない。他方で、例えば、氏名が法定記載事項である場合に、氏名に氏名の読み仮名が含まれると整理したとき、当然に氏名のみ又は氏名の読み仮名のみの記載は不適法となるのかについては、別途検討すべき問題となると考えられる。

## 2 【乙案】の問題

本文【乙案】を採用した場合には、戸籍法に規定されている氏名に関する他の規定においても、氏名の読み仮名を氏名と同様の取扱いとするときは、当該他の規定にその旨を規定する必要があると考えられる。

## 3 傍訓の扱い

平成6年12月1日まで申出により戸籍に記載することができると実務上扱

われていた名の傍訓については、名の一部ではないかとの混乱があったことから、名の一部をなすものとは解されない旨法務省民事局長通達により取扱いが周知されていた（「戸籍上の名の傍訓について」（昭和50年7月17日民二第3742号法務省民事局長通達五））。同通達では、「傍訓が付されている場合には、漢字と傍訓とが一体となつて名を表示し、その名を表示するには常に傍訓を付さなければならないと考える向きがある。しかし、傍訓は単に名の読み方を明らかにするための措置として戸籍に記載するものであつて、名の一部をなすものとは解されない。したがつて、戸籍上名に傍訓が付されている者について、戸籍の届出、登記の申請、公正証書・私署証書の作成など各種の書面において名を表示するに当たり、常に傍訓を付すべき必要はないので、この趣旨を十分理解して事務処理に当たるとともに、戸籍の利用者に対しても必要に応じ適宜説明するものとする。」とされていた。

### (3) 氏名の読み仮名と音訓や字義との関連性及び氏名の読み仮名をめぐる許容性

氏名の読み仮名の届出（第2の2(1)本文及び(2)本文【甲案】又は【乙案】参照）の受否又は職権による記載（第2の2(2)本文【丙案】参照）に当たっては、以下の案のとおり、判断することが考えられる。なお、本案については、様々な考え方があることを十分踏まえて検討する必要があるものと考えられる。

【甲案】法の一般原則である民法第1条第3項の権利濫用の法理及び法の適用に関する通則法第3条の公序良俗の法理等によるものとする。

【乙案】氏名の読み仮名は国字の音訓及び慣用により表音されるもののほか、字義との関連性が認められるものとする。なお、【甲案】も適用するものとする。

(補足説明)

#### 1 【甲案】の参考例

東京家裁八王子支部平成6年1月31日審判（判例時報1486号56頁）は、「民法1条3項により、命名権の濫用と見られるようなその行使は許されない。」との判断を示しているところ、当該届出事案に係る先例の解説（戸籍610号75頁）では、「命名権を親権の一作用あるいは子のための代位行為とするとしても、これに行政がどの程度関与することができるか、あるいは根本的に関与する

ことが妥当であるかとする問題が存在する。現行法上、これらに関する明文の規定は存在しないが、私法の一般原則である民法第1条第3項の権利の濫用の法理の一適用場面であると考えられるほか、本件出生届が子の福祉を著しく害するものであると考えられること等を考慮すれば、あえて行政が関与することもやむを得ないものであり、この行政の関与は、社会的にも容認され得るものと思われる。」とされており、また、「民法典に規定されているが、法の一般原理を表現したものと解されるものとして、信義誠実の原則、権利濫用の禁止に関する規定がある」（塩野宏「行政法Ⅰ」[第五版補訂版]83頁）とされており、本文【甲案】の法の一般原則である民法第1条第3項の権利濫用の法理の参考としている。

法の適用に関する通則法第3条の公序良俗の法理については、「本条の1つの整理としては、①法令においてその効力についての規定が設けられている慣習に関しては、法令の規定により認められたものとして、その法令の規定に従って法律と同一の効力を有するかどうか判断され、②法令においてそのような規定が設けられていない慣習については、法令に規定のない事項に関する慣習に限り、法律と同一の効力が認められ」る（小出邦夫「逐条解説 法の適用に関する通則法」30頁）とされ、本条は、成文法に規定の存在しない事項についての補充的法源としての効力（補充的効力）を慣習に認める立場を基本的に採用したものと一般に解される（櫻田嘉章＝道垣内正人「注釈国際私法第1巻」77頁）ところ、氏名の読み仮名の定め（氏又は名を定める際にその読み仮名を定める慣習。通常、その後、戸籍の届出等において、届書に「よみかた」として記載している。）自体の効力は、法令に規定されていない事項に関するもので、公の秩序又は善良の風俗に反しないもののみ、法律と同一の効力を有するものと考えられるため、本文【甲案】の参考としている。

なお、日本国憲法第12条が国民の権利濫用を禁止しているのは、行政機関に対する場合も念頭に置いており、国民に申請権が認められている場合であっても、申請が権利の濫用である場合には、当該申請は不適法な申請として、拒否処分を受けることになり、このことは、権利濫用が認められない旨の明文の規定の有無にかかわらない（宇賀克也「行政法概説Ⅰ行政法総論」[第6版]55頁）とされており、本文【甲案】の権利濫用の法理について、憲法第12条を根拠とす

ることも考えられる。

## 2 【甲案】について法令に規定する場合の参考用例

本文【甲案】については、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除くなどとして、法令に規定することも考えられる。

少額領収書等の写しの開示請求について定める政治資金規正法第19条の16第5項において、「開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。」と規定されており、上記の参考用例としている。

また、商標登録を受けることができない商標を定める商標法第4条第7号において、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」と規定されており、上記の参考としている。

なお、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標の例示として、特許庁ウェブサイトにおいて、「商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合。なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。」と掲載されている。

## 3 平仮名・片仮名部分の氏名の読み仮名

本文【甲案】を採用した場合には、氏又は名の全部又は一部が平仮名又は片仮名で表記されているときも、漢字部分と同様に本文【甲案】によることが適当と考えられる。

## 4 【乙案】について法令に規定する場合の参考例

本文【乙案】については、国字の音訓及び慣用により表音されるところ並びに字義との関連性が認められるものによるなどとして、法令に規定することも考えられる。

旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第5条第2項においては、旅券に記載するローマ字表記の氏名について、「法第6条第1項第2号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、申請者がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合にあつては、公の機関が発行した書類により当該表音が当該申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときはこの限りではない。」と規定されており、上記の参考としている。

## 5 【乙案】の問題

氏名の読み仮名については、慣用とされる範囲や判断基準を明確に決めることは困難であり、慣用によることを基準とすることについては消極的な意見があった。

また、命名文化として、最初に誰かが名の読み仮名として考えた漢字の読みが広まって一般的な名乗り訓（名前に特有の訓読み）となるところ、本文【乙案】における「慣用」が既にあるものを意味するのであれば、新たな名乗り訓となる可能性を持つ新しい読み方を認めないこととなり、これまでの命名文化・習慣が継承されないことになるので、反対である旨の意見があった。

## 6 氏の読み仮名と名の読み仮名の取扱い

氏の読み仮名と名の読み仮名については、異なる基準により許容される範囲を画することとするとも考えられ、特に、氏の読み仮名が許容される範囲について検討するに当たっては、慣用でない氏の読み仮名も存在することを考慮すべきであるとの意見があった。

なお、本文【乙案】を採用する場合、氏の読み仮名については、原則として慣用（通用）によりのみ認めることとする運用も考えられるとの意見があった。

## 7 現行の読み仮名の審査

法務省民事局長通達に定める出生届等の標準様式には氏名の「よみかた」欄が付されているが、住民基本台帳事務処理上の利便のために設けられているもので、戸籍事務では使用しておらず、市区町村において、氏名の音訓や字義との関連性は審査されていない。

## 8 傍訓の例

かつて申出により名に付することができた傍訓について、届出が認められたものとして、「刀（フネ）」、「登（ミノル）」、「秀和（ヒデマサ）」、「海（ヒロシ）」などがあり、届出が認められなかったものとして、「高（ヒクシ）」、「修（ナカ）」、「嗣（アキ）」、「十八公（マツマ）」がある（大森政輔「民事行政審議会答申及びその実施について（戸籍441号44頁）」）。

## 9 審判・民事行政審議会答申における名についての判断

東京家裁八王子支部平成6年1月31日審判（判例時報1486号56頁）は、「名は、氏と一体となって、個人を表象、特定し、他人と区別ないし識別する機能を有し、本人又は命名権者個人の利益のために存することは勿論であるが、そのためだけに存在するものではない。即ち、名は極めて社会的な働きをしており、公共の福祉にも係わるものである。従って、社会通念に照らして明白に不適当な名や一般の常識から著しく逸脱したと思われる名は、戸籍法上使用を許されない場合があるというべきである。このことは、例えば、極めて珍奇な名や卑猥な名等を想起すれば容易に理解できるところである。」、「明文上、命名にあつては、「常用平易な文字の使用」との制限しかないが、改名、改氏については、家庭裁判所の許可が必要であり、許可の要件として、「正当な事由」（改名）「やむを得ない事由」（改氏）が求められている（戸籍法107条の2、107条）。そして、一般に、奇異な名や氏等一定の場合には改名、改氏が許可とされるのが例であり、逆に、現在の常識的な名から珍奇ないしは奇異な名への変更は許されないのが実務の取扱である。即ち、戸籍法自体が、命名（改名も命名を含んでいる）において、使用文字だけでなく、名の意味、内容を吟味する場合のあることを予想し、明定している。」との判断を示している。

また、昭和56年答申においては、「子の名は、出生に際し、通常親によつて命名されるのであるが、ひとたび命名されると、子自身終生その名を用いなければならないのみならず、これと交渉を持つ他人もまた、日常の社会生活においてその名を読み書きしなければならない機会が多い。そこで、子の利益のために、子を悩ませるような書き難い漢字による命名を避けることが望ましいのみならず、日常の社会生活上の支障を生じさせないために、他人に誤りなく容易に読み書きでき、広く社会に通用する名の用いられることが必要である。」としている。

これらは、本文各案のいずれを採用する場合にも参考となり得るものと考えられる。

#### 10 周知すべき事項

本文各案を採用した場合には当該基準に該当するものをできるだけ分かりやすく周知する必要があるものと考えられる。このうち、権利濫用及び公序良俗の法理により認められないものは、特許庁ウェブサイトに掲載されている登録商標を受けることができない商標の例示（第2の1(3)（補足説明）2参照）が参考となり、この他氏名の読み仮名独自のものとして、例えば、氏が「鈴木」であるその読み仮名を「サトウ」として届け出るものについて許容すべきか否か、検討する必要がある。

あわせて、届け出られた氏名の読み仮名の変更は、戸籍法第107条若しくは第107条の2又は第2の1(5)本文の手続による必要があり、必ずしも認められるわけではないこと及び本文【甲案】を採用した場合には、氏名の読み仮名が戸籍に記載されたことをもって、氏名の漢字部分の読み方が公認されたわけではないことも、十分周知する必要があるものと考えられる。

#### 11 不服申立て

新たに法令に規定される氏名の読み仮名の届出（第2の2(1)本文及び(2)本文【甲案】又は【乙案】参照）を市区町村長が受理しない処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる（戸籍法第122条）。

なお、第2の2(2)本文【甲案】又は【乙案】を採用した場合には、短期間に市区町村に大量の届出がされ、これに比例して多数の受理しない処分及び不服申立てがなされることが想定される。戸籍事務の取扱いに関して疑義がある場合には、市区町村長は管轄法務局等に照会することができる（戸籍法第3条第3項）、氏名の読み仮名の戸籍への記載を円滑に実施するため、例えば、市区町村長が本文各案を理由として受理しない処分をする場合には、当分の間、管轄法務局等に全て照会する運用をすることも考えられる。

#### (4) 戸籍に読み仮名として記載することができる平仮名又は片仮名の範囲

氏名の読み仮名として戸籍に記載することができる平仮名の範囲については、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び「現代仮名遣い」の実施について（昭

和61年内閣訓令第1号)によることとすることが考えられる。

上記「現代仮名遣い」等は、平仮名による表記の規律を定めたものであることから、氏名の読み仮名として戸籍に記載することができる片仮名の範囲については、これらに基づき、現代仮名遣い本文第1の直音(「あ」など)、拗音(「きゃ」など)、撥音(「ん')及び促音(「っ')を片仮名に変換したものとすることが考えられる。

また、現代仮名遣いに含まれていないが、先例上、子の名として戸籍に記載することができると思われる小書き(「ぁ」・「ァ」など)及び片仮名についての長音(ー)も、範囲に含めることが考えられる(平成16年9月27日付け法務省民一第2664号法務省民事局長通達、外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)、「外来語の表記」の実施について(平成3年内閣訓令第1号))。

以上については、法令に規定することも考えられる。

#### (5) 氏名の読み仮名の変更

氏名の読み仮名を氏名とは別個の新たな戸籍の記載事項と位置付けた上、氏又は名の変更を伴わない氏名の読み仮名の変更を認める規律としては、以下の案のとおり、法令に規定することが考えられる。

【甲案】氏又は名の読み仮名の変更については、氏又は名の変更(戸籍法第107条又は第107条の2)と同様に「やむを得ない事由」、「正当な事由」を要件とする。

【乙案】相当の事由により氏又は名の読み仮名を変更しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるものとする。

【丙案】氏又は名の読み仮名の変更について、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできるものとする。

(注1)婚姻、縁組によって氏を改めた場合、離婚、離縁等によって復氏した場合、氏の変更による入籍届、又は戸籍法第107条若しくは第107条の2の変更の届をした場合等(婚氏続称又は縁氏続称の場合を除く。なお、婚氏続称又は縁氏続称の場合については、第2の1(5)(補足説明)3参照。)、氏又は名が変動すると、氏又は名の読み仮名も、これに伴って変動すると考えられるため、この場合には、読み仮名の変更に関する手続は必要ないと考えられる。

(注2) 本文【乙案】を採用する場合において、第2の1(3)(補足説明)6のとおり、氏の読み仮名と名の読み仮名については、異なる基準により許容される範囲を画することとするとも考えられることを考慮すべきであるとの意見があった。

(補足説明)

#### 1 固定化の必要性とその程度

氏名の読み仮名については、第1の3本文(1)及び第1の4のとおり、情報システムにおける検索及び管理等の能率を向上させることが法制化が必要な理由の一つであるとともに、他者からは「なまえ」として個人を特定する情報の一部として認識されるものであるところ、以下の理由から、その変更を安易に認めることにより上記意義が損なわれるおそれがあることから、本文【丙案】については案として検討の対象とすることに疑問があるとの意見があった。

①氏名の読み仮名が変更されると、氏名の読み仮名を利用して検索等を行っている個人のデータベースとの照合等において情報の不一致を招き、円滑な本人特定を阻害するおそれがあること。

②氏の読み仮名は、配偶者の氏を称する婚姻などの身分変動や戸籍法第107条の氏の変更など氏の変動により従前のものと異なるものとなる可能性があるが、いずれも身分行為や家庭裁判所の許可などを要し、無制限に行われるものではなく、また、名の読み仮名は、戸籍法第107条の2の名の変更以外により従前のものと異なるものとなることはないところ、氏又は名の読み仮名のみの変更を特段の事由なく認めるとすると、円滑な本人特定を阻害するおそれがあること。

他方で、上記各理由については、上記①につき、個人を特定するための他の情報(生年月日など)により照合することが可能であり、また、上記②につき、例えば、名簿の並べ替えなどは氏をキーとして行うのが通常であるところ、氏が従前のものと異なるものとなる可能性は決して少なくないとも考えられる。そして、氏名の読み仮名の変更の履歴は戸籍に記載されることから、氏名の読み仮名の法制化が必要な理由の中核をなす一意性(第1の3本文(1)参照)は確保されるため、氏又は名の読み仮名の変更については、氏又は名の変更よりも柔軟に認

めること（本文【乙案】又は【丙案】）も考えられる。

なお、仮に、氏名の読み仮名の変更を特段の事由なく認めるとすると（本文【丙案】）、同一人と特定されることを回避するために読み仮名の変更が繰り返されるおそれがあるところ、本文【丙案】を採用する場合であっても、第2の1(6)の同一戸籍内の規律は適用され、何度も変更を繰り返す場合には、権利濫用の法理によりその届出を不受理とすることも考えられる。

## 2 【甲案】を採用した場合に届出が想定される場面

本文【甲案】を採用した場合において変更の届出が想定される場面については、現在の氏又は名の変更の取扱いが参考となる。

氏については、一定の事由によって氏を変更しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て（ただし、一定の場合には、家庭裁判所の許可を得ないで）、名については、正当な事由によって名を変更しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるとされている。

このうち、戸籍法第107条第1項及び第4項（外国人である父又は母の称している氏に変更しようとするものなどの要件あり）に規定する氏の変更については、やむを得ない事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるとされている。

このやむを得ない事由に該当する事例としては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解難読のものなど、本人や社会一般に著しい不利不便を生じている場合はこれに当たるであろうし、その他その氏の継続を強制することが、社会観念上甚だしく不当と認めるものなども、これを認めてよいと考えられている（青木義人＝大森政輔全訂戸籍法439頁）。

婚姻により夫の氏になったものの、その後離婚し、婚氏続称の届出をして、離婚後15年以上婚氏を称してきた女性が、婚姻前の氏に変更することの許可を申し立てた事案において、やむを得ない事由があると認められると判断し、申立てを却下した原審判を変更して、氏の変更を許可した事例（東京高裁平成26年10月2日決定（判例時報2278号66頁））もある。

また、同法第107条の2に規定する名の変更については、正当な事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるとされている。

この正当な事由の有無は一概に言い得ないが、営業上の目的から襲名の必要が

あること、同姓同名の者があって社会生活上支障があること、神官僧侶となり、又はこれをやめるため改名の必要があること、珍奇な名、異性と紛らわしい名、外国人に紛らわしい名又は難解難読の名で社会生活上の支障があること、帰化した者で日本風の名に改める必要があること等はこれに該当するであろうが、もとよりこれのみに限定するものではないと考えられており、また、戸籍上の名でないものを永年通名として使用していた場合に、その通名に改めることについては、個々の事案ごとに事情が異なるので、必ずしも取扱いは一定していないが、相当な事由があるものとして許可される場合が少なくないとされている（前掲全訂戸籍法442頁）。

また、性同一性障害と診断された戸籍上の性別が男性である申立人が、男性名から女性名への名の変更許可を申し立てた事案において、正当な事由があると認められると判断し、原審を取り消して名の変更を許可した事例（大阪高裁令和元年9月18日決定（判例時報2448号3頁））もある。

さらに、名の変更については、出生届出の際の錯誤あるいは命名が無効であることを理由として認められる場合がある（戸籍610号75頁）。

以上の例と読み仮名の特性に鑑みれば、氏の読み仮名にあっては、著しく珍奇なもの、永年使用しているもの、錯誤による届出によるものなどを理由とした届出が、名の読み仮名にあっては、珍奇なもの、永年使用しているもの、性自認（性同一性）と一致しないもの、錯誤による又は無効な届出によるものなどを理由とした届出などが考えられる。さらに、これらの届出のうち、実際に氏名の読み仮名のみの変更の届出が想定される場面は、極めて限定されるが、例えば、氏名の読み仮名の永年使用については、濁点の有無や音訓の読みの変化などが、氏の読み仮名のうち著しく珍奇なもの及び名の読み仮名のうち珍奇なものについては、①第2の1(3)によれば不受理とすべきものが誤って受理されたもの、又は②本人以外が届け出た氏名の読み仮名について、不受理事由はないが本人にとってなお著しく珍奇なもの若しくは珍奇なものの届出が考えられる。

### 3 【甲案】又は【乙案】を採用した場合における新戸籍編製の扱い

新たに戸籍を編製する場合において、戸籍の筆頭に記載することとなる者の氏の読み仮名が戸籍に既に記載されているときは、新たな戸籍における氏の読み仮名は、原則として、従前の戸籍におけるものと同一のものとなる。

他方で、新戸籍が編製されると、当該者が除籍された戸籍での同一氏の制約はなくなるところ、新戸籍が編製された場合であっても、氏の読み仮名の変更については、本文【甲案】又は【乙案】を採用した場合において、原則どおり家庭裁判所の許可を得て届け出る必要があるとする考え方のほか、新戸籍の編製を契機に氏の読み仮名の変更を届出のみで可能とする考え方がある。

この点、①氏の読み仮名の変更の履歴は戸籍に記載されることから、氏名の読み仮名の法制化が必要な理由の中核をなす一意性（第1の3本文(1)参照）は確保されること、②新たな読み仮名についても第2の1(3)本文のとおり適切に判断されること、③氏の読み仮名は既成の事実と位置付けているものの、同籍者がいる場合には、当該者と他の同籍者が使用しているものが異なる場合も想定されるところ、新戸籍の編製により、氏の読み仮名を実際に使用しているものに整合させることが戸籍法第6条の規律との関係でも可能となることを考慮した上で、新戸籍編製の機会における変更の際し、濫用防止の観点から、家庭裁判所の許可を必要とするか否かが問題となる。

なお、転籍については、上記③の必要性もないことから、その濫用を防止するため、家庭裁判所の許可を必要とすべきと考えられる。

## (6) 同一戸籍内の規律

同一戸籍内においては、氏の読み仮名を異なるものとすることはできないとすることが考えられる。

当該規律については、法令に規定することも考えられる。

(補足説明)

### 1 戸籍編製の規律

戸籍は、一の夫婦及びその双方又は一方と氏を同じくする子ごとに編製するとされており（戸籍法第6条）、同一戸籍内の同籍者の氏は異ならないこととなっている。氏の読み仮名についても、氏と異なる取扱いをすべき特段の理由はないものと考えられる。また、現在、戸籍における氏については、戸籍法施行規則附録第6号のいわゆる紙戸籍の記載ひな形及び付録第24号様式のいわゆるコンピュータ戸籍の全部事項証明書のひな形等において、氏は戸籍の筆頭者の氏名欄

にのみ記載することとされているが、氏の読み仮名は、氏と同様に戸籍の筆頭者の氏名欄にのみ記載する方法又は名の読み仮名とともに戸籍に記載されている者欄に記載する方法が考えられる。

なお、第2の1(2)【乙案】を採用した場合にも、本文の考えによると、戸籍法第6条の規定は氏の読み仮名にも適用（又は準用）されるとすることになる。

また、戸籍を異にする同氏の子は、家庭裁判所の許可を要することなく、届出のみによって、父又は母と同籍する入籍が先例上認められているところ（昭和23年2月20日民事甲第87号法務庁民事局長回答，昭和33年12月27日民事甲第2673号法務省民事局長通達，昭和34年1月20日民事甲第82号法務省民事局長回答），本文の考えによると、この場合に、父又は母と子との間で氏の読み仮名が異なるときは、子の読み仮名の変更を要することとなるが、上記先例と同様に家庭裁判所の許可を要することなく、届出のみによる入籍が許容されるのか否かが問題となりうる。

## 2 同一戸籍内にない親族間の扱い

戸籍を異にする親族間で氏の読み仮名が異なることは、氏が異なることがあるのと同様に、許容されるものと考えられる。なお、氏の異同は、夫婦、親子の関係を有する当事者間においてのみ生ずる問題であると考えられている（昭和31年12月28日付け民事甲第2930号法務省民事局長回答）。

## 2 氏名の読み仮名の収集方法

### (1) 氏名の読み仮名の届出

第2の1(2)【乙案】を採用した場合においては、戸籍法第13条第1号に定める氏又は名を初めて戸籍に記載することとなる以下の戸籍の届書（イにあつては調書）の記載事項として、法令に規定することが考えられる（以下の届書に併せて記載した出生子等以外の氏名の読み仮名の取扱いについては第2の2(2)（補足説明）4参照）。

ア 出生の届書（戸籍法第49条，55条，56条）（名（新戸籍が編製されるときにあつては、氏名）の読み仮名）

イ 棄児発見調書（戸籍法第57条）（氏名の読み仮名）

ウ 国籍取得の届書（戸籍法第102条）（名（新戸籍が編製されるときにあつて

- は、氏名)の読み仮名)
- エ 帰化の届書(戸籍法第102条の2)(名(新戸籍が編製されるときにあっては、氏名)の読み仮名)
- オ 氏の変更の届書(戸籍法第107条)(氏の読み仮名)
- カ 名の変更の届書(戸籍法第107条の2)(名の読み仮名)
- キ 就籍の届書(戸籍法第110条, 111条)(名(新戸籍が編製されるときにあっては、氏名)の読み仮名)

(補足説明)

## 1 届出の原則

戸籍制度においては、戸口調査により戸籍を編製した明治初期を除き、原則として届出によって戸籍に記載し、公証してきた。

したがって、氏名の読み仮名を戸籍に記載するに当たっても、戸籍の届出によって記載するとすることが原則となる。

## 2 氏名の読み仮名の性質

戸籍の届出は、報告的届出と創設的届出とに分類される。報告的届出は、既成の事実又は法律関係についての届出であり、原則として、届出義務者、届出期間についての定めがある。一方、創設的届出は、届出が受理されることによって身分関係の発生、変更、消滅の効果を生ずる届出である。

なお、報告的届出と創設的届出の性質を併有するものとして、認知の効力を有する出生の届出、国籍留保の意思表示を伴う出生の届出、就籍の届出(本籍を定める届出の部分が創設的届出の性質を有する。)、帰化の届出(新戸籍が編製される場合にあっては、本籍及び氏名を定める届出の部分が創設的届出の性質を有する。)等がある。

氏名についてみると、例えば、出生の届出は、創設的届出の性質を併有するものがあるものの、民法第790条の規定により称するとされている氏及び命名された名という既成の事実を届け出るものであって、そのほとんどは報告的届出である。そして、氏名の読み仮名についても、同様に、氏にあっては現に使用されている読み仮名、名にあっては命名された時に定められた読み仮名という既成の事実を届け出るものと整理するのが相当と考えられる。

### 3 その他新たな氏を定めることができる場合の取扱い

外国人が、日本人と婚姻後、日本人の氏を称して帰化し、その後離婚した場合には、復すべき氏はないが、その者の意思によって新たな氏を定めることができると扱われている（昭和23年10月16日付け民事甲第2648号法務庁民事局長回答）。この場合には、離婚届書に新たな氏の読み仮名を記載することができるとするのが相当と考えられる。

### 4 第2の1(2)【甲案】を採用した場合の取扱い

第2の1(2)【甲案】を採用した場合には、本文アからキまでの届書等の記載事項として、氏名とともに届出がされることとなる。

## (2) 既に戸籍に記載されている者の氏名の読み仮名の収集方法

既に戸籍に戸籍法第13条第1号に定める氏名が記載されている者に係る氏名の読み仮名の収集方法として、以下の案が考えられる。

なお、【丙案】については、【甲案】又は【乙案】と併せて採用することもあり得る。

【甲案】氏名の読み仮名の届を設け、戸籍に記載されている者又はその法定代理人に一定の期間内の届出義務を課す方法

【乙案】氏名の読み仮名の届を設け、戸籍に記載されている者又はその法定代理人に一定の期間内の届出を促す方法

【丙案】市区町村長の職権により戸籍に記載する方法

(補足説明)

#### 1 届出又は職権記載申出の対象となる氏名の読み仮名

初めて氏又は名を届け出るときのこれらの読み仮名の届出（第2の2(1)本文参照）は、氏又は名の読み仮名という既成の事実を届け出るものであり、その変更は、第2の2(1)本文オ若しくはカ又は第2の1(5)本文【甲案】、【乙案】若しくは【丙案】によって可能となるものと整理している。

一方、既に氏又は名が戸籍に記載されているときのこれらの読み仮名の届出又は職権記載申出は（本文参照）、初めて氏又は名が届け出られたときの読み仮名を既成の事実として届け出る又は職権記載申出をするのが原則とも考えられる

が、便宜通用使用などにより既成の事実が変更していれば、変更後のものを既成の事実として届け出る又は職権記載申出をすることも可能と整理することが考えられる。ただし、旅券などの公簿に氏名の読み仮名又はこれらを元にしたローマ字が登録され、公証されている場合には、第2の1(3)本文各案いずれによっても、これに反するものを届け出る又は職権記載申出をすることはできないと整理することも考えられる。

## 2 届出人

氏については、同一戸籍内の同籍者の氏は異なることとなっており、氏の読み仮名についても同様に考えられるため（第2の1(6)本文参照）、本文【甲案】又は【乙案】の氏名の読み仮名の届の届出人は、同籍者全員とする必要があるかが問題となる。特に、DV（ドメスティック・バイオレンス）などにより離婚には至っていないが、別居状態にある者については、届出をすることが困難との意見もあった。

なお、同籍者全員を届出人としない場合には、同籍者の一人が届け出た氏の読み仮名が、他の同籍者が認識しているものと異なることも想定される。この場合には、戸籍法第113条の「その記載に錯誤があることを発見した場合」に該当するとして、利害関係人である他の同籍者は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍訂正を申請することとなるものと考えられるが、具体的な処理についてはなお検討が必要である。

## 3 届出期間

本文【甲案】又は【乙案】の氏名の読み仮名の届については、例えば、改正法令の施行日から一定期間内（当該者が届出人等となる戸籍の届出をする場合にあっては、当該届出の時まで）にしなければならない又はするものとする旨法令に規定することが考えられる。

戸籍の届出については、戸籍法第137条において、正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、過料に処するとされているところ、本文【甲案】において、定められた期間を経過した場合には、過料の対象となるため、当該期間が適切なものとなるよう検討するとともに、その効果的な周知方法についても検討する必要がある。

また、戸籍法第44条第1項において、市区町村長は、届出を怠った者がある

ことを知ったときは、相当の期間を定めて、届出義務者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならないとされている。本文【甲案】において、氏名の読み仮名の届が期間内にされなかったときは、同項が適用されるものと考えられる。なお、同条第2項において、当該期間内に届出をしなかったときは、市区町村長は、更に相当の期間を定めて、催告をすることができることとされ、同条第3項において、これらの催告をすることができないとき、又は催告をしても届出がないときは、市区町村長は、管轄法務局長の許可を得て、戸籍の記載をすることができることとされている。もっとも、同項の措置に関しては、（補足説明）4の氏名の読み仮名の届があったものとして取り扱うもの、（補足説明）9の資料又は氏名の読み仮名を職務上知った官庁等からの本籍地市区町村長への通知により市区町村長が届出の内容（当該者の氏名の読み仮名）を職務上知っていることと評価することができなければ、戸籍の記載をすることはできないこととなる。

なお、上記催告は、届出期間を経過した場合にしか行えないが、本文【甲案】において、届出期間経過前であっても、運用として、市区町村から氏名の読み仮名の届を促す案内を送付することなどは可能であると考えられる。

他方、本文【乙案】及び【丙案】においては、届出義務が定められていないため、上記催告、職権記載等の対象とはならないが、運用として、市区町村から氏名の読み仮名の届又は職権記載の申出を促す案内を送付することなどは可能であると考えられる。

#### 4 届出方式

本文【甲案】又は【乙案】の氏名の読み仮名の届については、他の戸籍の届出がされた場合についても、届出人等について記載された氏名の「読み仮名」をもって、氏名の読み仮名の届があったものとして取り扱うことも考えられる。また、この氏名の「読み仮名」は、本文【丙案】の職権による記載の資料とすることも考えられる。これらの場合には、その旨周知するとともに、届書の様式に注記することが適当であると考えられる。なお、令和2年3月31日現在の本籍数は、約5千2百万戸籍、令和元年度の戸籍の届出数は、約4百万件であり、仮に、上記のとおり他の戸籍の届出の際に氏名の読み仮名の届（本文【甲案】又は【乙案】）又は職権記載申出（本文【丙案】）があったものとして取り扱う場合には、単独の氏名の読み仮名の届（本文【甲案】又は【乙案】）又は職権記載申出（本文【丙

案】）と併せて、年間数百万件以上の氏名の読み仮名の届又は職権記載申出が想定される。

また、届出の方法としては、この他マイナポータルを活用すべきとの意見があった。

#### 5 届出時に疑義がある場合の疎明

第2の1(3)本文【乙案】を採用する場合であって、本文【甲案】又は【乙案】を採用する場合においては、原則として、氏名の読み仮名の届出に際し、これを証明する資料の添付を求めないが、氏名の読み仮名の許容性に疑義がある場合には、届出人に対し、氏名の読み仮名が通用して使用されていることを示す疎明資料の提示を求めるとすることも考えられる。

#### 6 届出期間の定めのない報告的届出の例

報告的届出については、原則として届出義務が課され、届出期間が定められているが、届出義務が課されておらず、届出期間が定められていない例として、法改正に伴う経過的な取扱いである外国の国籍の喪失の届出（昭和59年法律第45号附則第10条第2項）の例がある。これは、改正法により、重国籍者が併有する外国国籍を喪失したときは、その旨の届出義務が課されることとなったが、施行前にはそのような義務が課されていなかったため、施行前に外国国籍を喪失した場合については改正法を適用しないこととしつつ、戸籍記載上から重国籍が推定される者が法律上又は事実上権利制限や資格制限を受けるおそれもあり、重国籍状態を解消していることを明らかにすることについて本人も利益を有することから、施行前に外国国籍を喪失している旨の届出をする資格を本人に認め、その届出について、戸籍法第106条第2項の規定を準用することとされたものである（田中康久「改正戸籍法の概要」民事月報昭和59年号外81頁参照）。また、傍訓については、通達によって、記載の申出をすることができるとされていた。

#### 7 承認の擬制

本文【甲案】の氏名の読み仮名の届を前提としつつ、届出期間経過後、市区町村が保有する情報を基に、国民に戸籍に記載する氏名の読み仮名の通知を送付し、一定期間内に異議を述べなかったときは、同期間経過後に当該通知に係る氏名の読み仮名を承認したものとみな（擬制）し、市区町村長が職権により戸籍に

氏名の読み仮名を記載する制度とすることも考えられる。

なお、身分関係に関し、通知後、一定の期間の経過に一定の効力を持たせる制度として、昭和59年法律第45号により創設された国籍選択催告制度（国籍法第15条、戸籍法第105条）がある。これは、重国籍の日本国民が法定の期限までに日本国籍の選択をしない場合、法務大臣が書面により国籍の選択をすべきことを催告し、催告を受けた者が催告を受けた日から1月以内に日本国籍の選択をしなければ、原則としてその期間が経過した時に日本国籍を失う（擬制）というものである。ただし、国籍喪失後は、戸籍法第105条による法務局長等からの報告により、市区町村長は、職権で戸籍に国籍喪失の記載をし、除籍することとされているが、これまで法務大臣による国籍選択の催告がされたことはない。

## 8 【丙案】の考え方

市区町村長の職権により氏名の読み仮名を戸籍に記載することができる本文【丙案】の具体的な方法に関しては、以下の2案が考えられる。

一つ目の案は、氏名の読み仮名の届出義務はないものの、第2の1(2)により氏名の読み仮名が戸籍の記載事項として法令に規定されている以上、戸籍法第24条第1項の戸籍の記載に遺漏があると評価し、当該戸籍に記載された者若しくはその法定代理人からの職権記載申出（（補足説明）4の職権記載申出があったものとして取り扱うものを含む。）又は氏名の読み仮名を職務上知った官庁等からの本籍地市区町村長への通知があれば、同条第2項の戸籍訂正により市区町村長が氏名の読み仮名を記載することができるように考えるものである。もっとも、これまでの戸籍訂正の運用に鑑みると、第2の2(2)（補足説明）4の資料がない限り、職権記載申出を促した上で、実際に申出があった場合にのみ戸籍訂正をする運用とするのが相当と考えられる。

二つ目の案は、市区町村長が職務上氏名の読み仮名を知ったときは、職権によりその記載をすることができるようにする規定を法令に設けるものである。なお、市区町村長が職権で記載することができるようにする規定の例としては、戸籍法施行規則第45条「行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があつたときは、戸籍の記載は訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。」の例がある。

## 9 戸籍訂正の資料

法務省民事局長通達に定める婚姻届の標準様式には、「夫になる人」及び「妻になる人」の氏名欄に「よみかた」欄が付されているため、本文【丙案】を採用し、戸籍法第24条第2項の規定により戸籍訂正する場合においては、例えば、当該「よみかた」が記載され現に保管されている婚姻届を資料として、本籍地市区町村が戸籍に氏名の読み仮名を記載することも考えられる。もっとも、これまでの戸籍訂正の運用に鑑みると、第2の2(2)(補足説明)4の資料がない限り、職権記載申出を促した上で、実際に申出があった場合にのみ戸籍訂正をする運用とするのが相当と考えられる。

#### 10 戸籍訂正における配慮すべき事項

謝罪広告等請求事件（最判昭和63年2月16日第三小法廷民集42巻2号27頁）判決において、氏名を正確に呼称される利益に関して、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである。」、「我が国の場合、漢字によって表記された氏名を正確に呼称することは、漢字の日本語音が複数存在しているため、必ずしも容易ではなく、不正確に呼称することも少なくないことなどを考えると、不正確な呼称が明らかな蔑称である場合はともかくとして、不正確に呼称したすべての行為が違法性のあるものとして不法行為を構成するというべきではなく、むしろ、不正確に呼称した行為であつても、当該個人の明示的な意思に反してことさらに不正確な呼称をしたか、又は害意をもつて不正確な呼称をしたなどの特段の事情がない限り、違法性のない行為として容認されるものというべきである。」との判断が示されている。

これを踏まえると、仮に、本文【甲案】を採用し、戸籍法第44条第3項の規定により職権で氏名の読み仮名を戸籍に記載し、公証する又は本文【丙案】を採用し、戸籍法第24条第2項の規定により戸籍訂正し、公証するには、少なくとも本人の明示的な意思に反しないように配慮すべきと考えられる。

### 第3 ローマ字による表記等

氏名の読み仮名を戸籍の記載事項として法制化した後、戸籍以外の公簿や各種証明書等に記載されている氏名の読み仮名及び氏名のローマ字表記を戸籍に記載される氏名の読み仮名と整合させる（氏名の読み仮名をヘボン式ローマ字等によって表記させる。）必要があると考えられるところ、これをどうやって確保するか、検討する必要があると考えられる。

なお、デジタル・ガバメント実行計画において、「在留カードとマイナンバーカードの一体化について、現在関係省庁等で検討を進めているところであり、（中略）2025年度（令和7年度）から一体化したカードの交付を開始する予定である。」とされているところ、この一体化したカードにおける氏名の表記方法についても、検討する必要があるとの意見があった。